

## ○独立行政法人都市再生機構工事検査業務細則

(平成 16 年 7 月 1 日達第 107 号)

(目的)

**第 1 条** この細則は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が行う工事検査の実施に当たり、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達 95 号）第 171 条に規定する検査員の業務等を定めることを目的とする。

(検査の種類)

**第 2 条** この細則において検査とは、完成検査、一部完成検査、中間検査、指導検査及び打切検査をいう。

(検査の方法)

**第 3 条** 検査員は、完成検査又は一部完成検査にあつては工事目的物が、中間検査にあつては工事の出来形が、それぞれ図面及び仕様書のとおり施工されているか否かを実地について厳正に検査しなければならない。

2 前項の場合において、必要と認められるときは、あらかじめ検査役の指示を受け最小限の破壊検査を行うものとする。

3 指導検査は、別に定める取扱いにより検査を行うものとする。

(説明等要求)

**第 4 条** 検査員は、当該工事の請負人又は監督員に対して検査に必要な書類及び工事資料の提出若しくは提示又は検査に必要な事実の説明を求めることができる。

(中間支払率の算定)

**第 5 条** 中間支払率による中間払を特約した場合の中間支払率の算定は、工事種目ごとの完了した工程段階支払率の累計値を全工事種目について、合計して行うものとする。

(出来形金額の算定)

**第 6 条** 工事の既済部分に対する部分払を特約した場合の出来形金額の算定は、工事費内訳明細書に基づき、直接工事費については、工事の進ちよく状況を根拠とする。

(不適格工事)

**第 7 条** 検査員は、検査の結果、工事の施工が図面及び仕様書に適合しないと認められたものがあるときは、請負人に対し当該部分の改造を命じ、直ちに、その状況を監督員に通知するとともに検査役に報告し、重要なものについては、その指示を受けなければならない。

(補修)

**第 8 条** 検査員は、検査の結果、補修を要するものがあるときは、直ちに、請負人に

対して補修を命じなければならない。この場合において、検査員は、その旨を監督員に通知するとともに検査役に報告しなければならない。

(未済部分)

**第9条** 検査員は、完成検査及び一部完成検査の結果、未済部分があるときは、その旨を監督員に通知するとともに検査役に報告し、その指示を受けなければならない。

(再検査)

**第10条** 検査員は、前3条の規定による補修、改造及び未済部分の工事が完了したときは、遅滞なく、再検査をしなければならない。ただし、当該工事が軽微で自ら再検査する必要がないと認められるときは、当該検査を監督員に依頼し、その結果の通知をもって再検査に代えることができる。

(打切検査)

**第11条** 検査員は、検査役の指示するところにより打切検査を行う場合は、工事の既済部分の出来形を算定し、検査役に報告しなければならない。この場合において、出来形の算定については、第6条に準じて行わなければならない。

2 検査員は、前項の検査を行う場合は、監督員及び請負人を立ち合わせなければならない。

(検査調書)

**第12条** 検査員は、検査終了後、遅滞なく、別に定める検査調書を作成し、検査役に提出しなければならない。

#### 附 則

この達は、平成16年7月1日から施行する。